

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,172	1月につき
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,055	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	35	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,342	1月につき
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,108	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	69	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,715	1月につき
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,344	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	110	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	267	1回につき
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	240	
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	271	1回につき
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	271	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	286	1回につき
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	286	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	257	1日につき
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	166	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	149	1回につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			1月につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		1回につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			1月につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1回につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			1月につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	子 初回加算		1回につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	200	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		100	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	200	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。  
 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。